

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 29 年度 6 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、6 月度の受付台数は 10,780 台で前年同月比 84.5%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 1(14)ブレーキパッドの厚さの判定について

1(14)ブレーキパッドの厚さの判定は、検査時に製造者の基準を満たしていても、前回検査からのパッドの摩耗量（初回検査の場合は初期値）を今回検査時の厚さから引いた場合に、次回検査までに「要是正」の厚さとなるおそれがある場合は、「要是正」と判定してください。

2. 制御器（制御盤）の部品交換について

制御器全体を交換した場合、エレベーターの製造会社と異なる場合は製造者の欄に併記が必要です。制御器内の部品の一部（リレー）を交換した場合は、エレベーターの製造会社と異なる場合であっても製造者欄の併記は不要です。

但し、1(6)を「ロ」で判定した場合は、報告書（第二面）の備考欄もしくは、検査結果表の余白に、どこのメーカーの部品（リレー）に交換したかを記載してください。

3. プランジャストロークの測定が必要なエレベーターについて

プランジャストロークの測定が必要なエレベーターは、要改善ブレーキに該当するものと、製造者の倒産等により要改善ブレーキに該当するか分からない場合、及び製造者が測定を指定している場合です。但し、戸開走行保護装置付きのもの及び逆効率の関係でブレーキが開いてもかごが動かないものは除きます。

「ウォームギヤ式巻上機は対象外？」とのお問合せが散見されますが、「ウォームギヤ式巻上機」のすべてが「ブレーキが開いてもかごが動かないもの」ではありませんのでご注意ください。

4. 定期検査報告書の記入漏れ及び記載誤りについて

今回の法改正にともない、定期検査報告書の作成にはご苦労いただいておりますが、法改正に関わりのない箇所についての記入漏れや記載誤りが多くなっています。主索本数の記入漏れ、検査員氏名の記入漏れや押印漏れ、特記事項欄の記載誤りなどが主なものです。協議会へご提出される前に、今一度ご確認くださいませよう願いたします。

以上